多摩市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱

（目的）

第１条　この要綱は、多摩市民（以下「市民」という。）を対象とする行事において、参加者等が心停止状態に陥った場合の救急救命活動に備え、当該行事を主催する団体に自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）を貸し出すことに関して必要な事項を定めることにより、市民の健康及び安全を確保することを目的とする。

（対象行事）

第２条　ＡＥＤの貸出しの対象となる行事（以下「対象行事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　市が後援し、又は協力する行事

⑵　市民が主催する行事で、営利を目的としないもの

⑶　その他多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める行事

（貸出要件）

第３条　対象行事を主催する団体は、ＡＥＤの貸出しを受ける場合は、当該対象行事の開催期間中、ＡＥＤの使用責任者として、次の各号のいずれかの者を、対象行事を開催する会場に配置しなければならない。

⑴　医師等の医療従事者

⑵　消防署等が実施するＡＥＤを使用する救命講習等を修了している者

（貸出期間）

第４条　ＡＥＤの貸出期間は、対象行事の開催期間及びその前後の期間とし、７日間を限度とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

（貸出しの申請）

第５条　ＡＥＤの貸出しを希望する団体の代表者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受ける日の２月前から１０日前までの間に、多摩市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）借用申請書（第１号様式）により市長に申請しなければならない。

（貸出しの承認等）

第６条　市長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、ＡＥＤを貸し出すことが適当であると認めるときは、貸出しを承認することを決定し、多摩市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出承認書（第２号様式）を当該申請者に交付するものとする。

２　市長は、前項の審査により、複数の申請について貸し出すことが適当であると認める場合で、当該申請の貸出期間が重複するときは、先に申請した者に係る申請を承認するものとする。

３　市長は、第１項の承認に当たり、条件を付することができる。

４　市長は、第１項の規定により承認した貸出期間中、貸出しの承認を受けた者にＡＥＤを貸し出すものとする。

（費用負担）

第７条　ＡＥＤの貸出しは、無料とする。

２　ＡＥＤの貸出しを受けた者（以下「借用者」という。）がＡＥＤの貸出期間内にＡＥＤの電極パッド等の消耗品を使用した場合は、当該消耗品は、市の負担により補充するものとする。

（貸出中の管理）

第８条　借用者は、ＡＥＤの説明書の記載事項を遵守し、ＡＥＤを常に良好な状態で管理するとともに、適切に使用しなければならない。

２　借用者は、ＡＥＤを申請した目的以外に使用し、又は転貸してはならない。

（実績報告）

第９条　借用者は、ＡＥＤを返却するときは、多摩市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）使用実績報告書（第３号様式）を提出しなければならない。

（返還）

第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第６条第１項の規定により承認した貸出期間にかかわらず、借用者にＡＥＤを返還させることができる。

⑴　借用者がＡＥＤを借用する必要がなくなったとき。

⑵　借用者が申請内容又は承認の条件に違反したとき。

⑶　市長が特に必要と認めるとき。

（損害賠償等）

第１１条　借用者は、故意又は過失によってＡＥＤを亡失し、破損し、又は消耗した場合は、多摩市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）亡失等届出書（第４号様式）を市長に提出するとともに、ＡＥＤを原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

（市の免責）

第１２条　借用者がＡＥＤを誤って使用したことにより生じた事故に係る損害の賠償等については、借用者が責任を負うものとし、市は一切の責任を負わない。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附　則

この要綱は、公示の日から施行する。